

令和2年度公定価格の改定の取扱いについて

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については国家公務員の給与に準じて算定を行っている。

そのため、**令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与が改定されたことにより、令和2年度公定価格も併せて改定**を行う。



今回の価格改定は、保育士等の人件費を、**0.3%程度引き下げる**(詳細は下表参照)ものであり、令和3年2月以降の**公定価格の基本分、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ、3歳児配置改善加算、施設長未配置減算、休日保育加算、チーム保育推進加算、主任保育士専任加算の単価改定**で、年間の減額相当額の全額を令和3年2、3月で減額するものである。

※令和3年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額。

《参考》

令和2年度保育所職員の**本俸基準額**及び**人件費**

国資料参考

	格付け	本俸基準額 ※1		人件費(年額) ※2	
		令和2年度当初	令和2年度改定後	令和2年度当初	令和2年度改定後
保育士	(福)1-29	205,530円	205,530円	約395万円	394万円 (▲0.3%)

この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。

※1 本俸基準額には、俸給額のほか、特別給与改善費を加味

※2 人件費(年額)については、賞与や地域手当を含む人件費(処遇改善等加算Ⅰ及びⅡは除く)、地域手当については、全国平均値を用いて算定

1. 公定価格の person 費改定における留意事項について

今回、公定価格の person 費改定(▲0.3%程度)が行われることに伴い、国家公務員給与改定に係る留意事項が次のとおり示されている。

改正告示による公定価格の減額を理由に事業者が公定価格を原資とする保育士・幼稚園教諭等の person 費をやむを得ず引き下げる場合にあっても、賃金及び法定福利費等の事業主負担分(下記 A)について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額(下記 B)を超える減額が行われないよう、各施設・事業者に指導すること。

A

公定価格を原資とする保育士・幼稚園教諭等の実際の person 費引き下げ分(合計)
※法定福利費等の事業主負担分を含む。



B

施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額

令和2年度(加算当年度)
の加算 I の加算額総額

×

▲0.3%(減額改定に係る改定率)
令和2年度(加算当年度)に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率(%)

(内閣府「令和2年度補正予算における公定価格の対応について」より抜粋)

2. 公定価格の人件費改定額に係る具体的な対応方法について

(令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容)

公定価格の人件費額の算定根拠となる国家公務員給与については、令和2年の人事院勧告に伴い次のとおり改定が行われている。

- ① 月例給の改定なし・・・民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定なし
- ② 期末手当分の引下げ(0.05月分)・・・いわゆるボーナス較差を埋めるための引下げ

上記改定を踏まえ、各法人において給与体系等は異なるものの、事業者が保育士の人件費をやむを得ず引き下げの場合にあっても、賃金及び法定福利費等の事業主負担額について、施設・事業所全体で公定価格の年間減額相当額を超える減額が行われないようお願いする。